

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第1号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 産業廃棄物の排出事業者責任に係る事務

所管所属：平野区役所

通知日：令和6年4月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>産業廃棄物処理業務委託における検査、検査手続の不備について改善を求めたもの</p> <p>検査資料の確認及び各所属へのヒアリングの結果、次のとおり不備を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 部分払検査の実施にあたり、契約書第39条2に規定している部分払検査の請求書類を受理していなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において契約書第39条第3項の規定に基づき受注者の立会いを求めていなかった。 ■ 部分払検査及び完了検査において、必要となる出来高数量表、打合せ書の確認が行われていなかった。 <p>【指摘事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平野区役所は、監督職員、検査職員に対し契約図書、契約規則の重要性やチェックリストを含め必要な事務手続について定期的に研修を行うこと。 2. 平野区役所は、監督職員が実施すべき事務手続に必要となるチェックリストを整備すること。 3. 平野区役所は、検査職員が実施すべき検査業務に必要となるチェックリストを整備すること。 4. 平野区役所は、部分払検査の事務手続が適切に実施されているか契約事務審査会において検証を実施すること。 	<p>【1】総務課から各課長に対し令和6年1月26日付けで、「業務委託における適切な監督・検査の実施について」（契約図書、契約規則の重要性や検査・監督の注意点、チェックリストを含め必要な事務手続について）を通知するとともに、1月26日から1月31日の期間で監督職員及び検査職員に対しeラーニングを用いた研修を実施した。以降毎年度当初に研修を実施していく。</p>	【1】 措置済	【1】 令和6年1月31日
		<p>【2】指摘を受け、総務課において監督職員が実施すべき事務手続に必要となるチェックリストを整備した。</p> <p>【3】指摘を受け、総務課において検査職員が実施すべき事務手続に必要となるチェックリストを整備した。</p>	【2】 【3】 措置済	【2】【3】 令和5年11月16日
		<p>【4】部分払検査の事務手続について、令和5年12月中に整理し、令和6年1月に研修を行った。令和6年3月6日から3月13日の期間には適切な監督・検査が実施される体制が構築されているかを確認するためのeラーニング研修を行い、再度、契約図書、契約規則の重要性やチェックリストの運用状況を含め必要な事務手続について確認を行った。令和6年3月26日の契約事務審査会において【3】のチェックリストの運用状況を確認するとともに部分払検査が適切に実施されているかについて検証を実施した。</p>	【4】 措置済	【4】 令和6年3月26日